

令和5年度造林事業標準単価表の適用についての補足

令和5年度2－四半期以降に申請する造林補助事業については、令和5年度事業、令和4年度繰越事業の別にかかわらず、すべてこの単価を適用する。

1 人工造林(国の標準工程による。)

(1) 「地拵えの有無」及び「作業方式による通常と一貫作業」の3区分とする。

なお、一貫作業については、車両系林業機械による全木集材(皆伐)の直後に作業道周辺の地拵えを行う場合に適用する。

(2) 植栽本数は、1,500本/ha～3,000本/haとする。

2 樹下植栽(国の標準工程による。)

(1) 地拵えについては人工造林と同じとする。

(2) 植栽本数は、500本/ha以上とする。

3 人工造林・コンテナ苗(国の標準工程による。)

(1) 「地拵えの有無」及び「作業方式による通常と一貫作業」の3区分とする。

なお、一貫作業については、車両系林業機械による全木集材(皆伐)の直後に作業道周辺の地拵えを行う場合に適用する。

(2) 植栽本数は、原則500本/ha～2,000本/haとする。ただし、保安林の指定施業要件上やむを得ない場合に限り2,500本/ha、3,000本/haの単価を適用することができる。

※指定施業要件が標準単価表の植栽密度と一致しない場合にあっては、指定施業要件及び標準単価表の植栽密度以上の植栽を行うことで最低限の単価を適用することができるものとする。

(例)指定施業要件が2,200本/ha以上で、3,000本/haの植栽を行った場合には、2,500本/haの単価を適用

指定施業要件が2,700本/ha以上で、3,000本/haの植栽を行った場合には、3,000本/haの単価を適用

4 特殊地拵え(県の標準単価による。)

風倒木以外の気象害等被害木の処理に対するものとする。(なお、風倒木については、風倒木適用単価による。)

5 下刈り(国の標準工程及び県の標準単価による。)

下刈りは次のとおり区分する。

(1) 下刈りA……毎年又は隔年1回、全刈りとする。

(2) 下刈りB……毎年又は隔年1回、筋刈りとする。

6 雪起こし(県の標準単価による。)

従来どおりとする。

7 倒木起こし(県の標準単価による。)

従来どおりとする。

8 除伐(国の標準工程による。)

不用木の除去を中心とし、使用機械は刈払機とする。

9 保育間伐(国の標準工程による。)

(1) 保育間伐の流域区分は次のとおりとする。

保育間伐①…安芸・高知流域の保育間伐とする。(安芸・中央東林業事務所管内)

保育間伐②…嶺北仁淀流域の保育間伐とする。(嶺北・中央西林業(振興)事務所管内)

保育間伐③…四万十川流域の保育間伐とする。(須崎・幡多林業事務所管内)

(2) 保育間伐は次のとおり区分する。

保育間伐A…11年生～35年生以下の林分において不良木の淘汰を中心に行うものとし、使用機械はチェーンソー主体とする。

保育間伐B…36年生～60年生以下の林分において不良木の淘汰を中心に行うものとし、使用機械はチェーンソー主体とする。

保育間伐C…11年生～60年生以下で平均胸高直径18cm未満の林分において不良木の淘汰を中心に行うものとし、使用機械はチェーンソー主体とする。

10 間伐(国の標準工程による。)

(1) 間伐の流域区分は次のとおりとする。

保育間伐に準じる。

(2) 間伐は集材工程に応じて次のとおり区分する。

車輻系……………架線系以外の場合とする。

簡易架線系…主索を用いて行う架線系集材(主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む。)のうち本格架線を除いた架線系とし、架線系と車輻系が混合する場合は車輻系とする。

本格架線系……………本格架線

※集材作業システムの例

(車輻系)グラップル、ウインチ付きグラップル、スイングヤーダ(単曳き)等

(簡易架線系)ラジキヤリー、タワーヤーダ、スイングヤーダ(ランニングスカイライン方式)等

(本格架線系)本格架線

(3) 搬出材積区分

10m³単位とする。

11 更新伐(国の標準工程による。)

(1) 更新伐の流域区分は次のとおりとする。

保育間伐及び間伐に準じる。

(2) 更新伐は集材工程に応じて次のとおり区分する。

間伐に準じる。

(3) 搬出材積区分

間伐に準じる。

12 枝打ち(国の標準工程による。)

枝打ち高は、4m未満とする。

13 鳥獣害防止ネット(国の標準工程による。)

(1) サポートネット一体型とサポートネット分離型の2種類とする。

(2) 標準図により、標準的な規格・材質等を示した。

14 食害防止資材(国の標準工程による。)

(1) チューブタイプと単木保護ネットタイプの2種類とする。

(2) 標準図により、標準的な規格・材質等を示した。

15 花粉発生源植替(県の標準単価による。)

(1) 花粉発生源植替の搬出材積区分は次のとおりとする。

100m³以上150 m³未満・150m³以上200 m³未満・200m³以上250 m³未満・250m³以上300 m³以下の4区分とする。

(2) 花粉発生源植替の流域区分は次のとおりとする。

保育間伐に準じる。

- (3) 花粉発生源植替は集材工程に応じて次のとおり区分する。
- 車輻系……………架線系以外の場合とする。
 - 簡易架線系…主索を用いて行う架線系集材(主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む。)のうち本格架線を除いた架線系とし、架線系と車輻系が混合する場合は車輻系とする。
 - 本格架線系……………本格架線
- (4) 植栽は、コンテナ苗を用いて行い、植栽本数は、500本/ha~2,000本/haとする。